
令和2年 第1回 芦屋町議会臨時会会議録 (第1日)

令和2年1月20日 (月曜日)

議事日程 (1)

令和2年1月20日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第4 議案第2号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏

産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事務局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

本日、ここに御列席の皆様方とともに、令和 2 年の輝かしい新春を祝うことができますことは、大変喜ばしいことと存じます。

また、旧年中は、町政並びに町議会に対しまして、温かい御理解と力強い御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も昨年同様、町政並びに町議会に対しまして、御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、新年の挨拶にかえさせていただきます。

それでは、会議を始めます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 1 回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、6 番、本田議員と 11 番、川上議員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号及び日程第 4、議案第 2 号については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、新年おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様方の御健康を心から御祈念申し上げますとともに、常日ごろから町政振興のため、御尽力・御協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

日本経済の情勢は外需低迷や消費税増税を乗り越え、雇用者所得や個人消費は緩やかな回復基調にあるものの、景気の足踏み感は拭えず、地方経済における景気回復をいまだに実感できない状況にあります。芦屋町におきましては、堅実かつ、メリ張りのある行財政運営に、引き続き取り組んでまいり所存でございます。何とぞ、議員各位の力強い御支援・御協力を心からお願い申し上げます。新年の冒頭御挨拶とさせていただきます。

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第1号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和元年度の人事院勧告に伴い、本町職員の給料月額、勤勉手当の支給率、勤勉手当の支給割合及び住居手当の対象となる家賃額の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第2号の令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ300万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、財政調整基金繰入金を増額計上しております。歳出につきましては、重要文化財指定芦屋釜の購入に向けて、関係機関との事前協議、購入委員会及び評価員の設置・委嘱等に係る経費を計上しております。また、給与改定に伴う給料等を増額計上しております。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第1号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第2号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほどの町長の説明の中にですね、文化財指定の芦屋釜の購入に向けてというような話がありましたし、予算化されておりますが、関係機関との事前協議ということについて、その関係機関とはどのような方々をいわれるのか、また、購入委員会及び評価員の設置・委嘱等にかかる経費、そのことについて、ちょっとわかりやすく、また、詳しく説明していただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、重要文化財指定芦屋釜の購入に向けての準備経費について御説明いたします。

まず1点目、関係機関との事前協議ですが、こちらの対象となりますのは、重要文化財の所管部局であります文化庁や、環境整備等の指導を受けるための東京文化財研究所等を予定しております。そして、次に委員会及び評価員につきましてですが、こちらは重要文化財芦屋釜の今回の購入に関しましては、芦屋釜資料の購入に関する要綱に基づいて審査等を進めていくこととなります。こちらの規定によりまして、購入の適正化を図るために学識経験者等で組織する購入委員会を設置いたします。また、この釜の適正価格をつかむために、評価員を首都圏や京都などで活躍中の学識経験者や学芸員、鑑定士等に就任を考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

事前協議についてはよくわかりましたが、購入委員会及び評価員の設置となれば、その条例とどうかそういうものを設置されるとするならば——まあ設置されるだろうと思えますが、これはいつの時期で設置される予定でしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

こちらが、この資料を購入する場合は1件、1件で委員会等を設置する必要性がございます。この関係で今回この1回限りとなりますので、先ほど申しました芦屋釜の里の資料の購入に関する要綱というのを平成8年度に制定いたしまして購入を行っておりますので、これに基づいて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

じゃあ、条例でもって、そのメンバーの方を一般公募するとか、そういう地元の方々の意見を聞くための、そのための条例なるものは必要ないということでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

こちらの資料の購入に関する要綱につきましては、先ほど申しました購入の適正化を図るために資料ごとに設置することとなり、学識経験を有する方や公平な判断ができる方、また、利害関係がない方を選ぶように考えておりますので、こちらの中で対応していきたいと考えております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第2号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第1号及び日程第4、議案第2号については別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時11分休憩

.....

午前 10 時 55 分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号及び日程第 4、議案第 2 号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第 1 号、令和 2 年 1 月 20 日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 1 号、芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致により原案可決。

議案第 2 号、令和元年度芦屋町一般会計補正予算（第 4 号）、満場一致により原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告します。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 2 号、満場一致、原案可決であります。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第1号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第3、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第1号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号についての討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第2号に対する意見を述べて、賛成討論を行います。

重要文化財指定芦屋釜の購入に向けて、関係機関との事前協議、購入委員会及び評価員の設置・委嘱等にかかわる経費が238万9,000円計上されています。芦屋町では、芦屋釜の里を中心として芦屋釜の復興に取り組んでいます。これにより町の活性化を図り、シビックプライドを醸成するというものですが、そのために重要文化財指定芦屋釜の購入を考えているとのこと。先に出された2040年構想研究会の答申では、芦屋町の2040年の人口は40%から50%減少すると見えています。私たちはこれに抗して、活力あるまちづくりを行っていかねばなりません。このまちづくりの一つのツールとして芦屋釜の復興は力になると考えますが、重要文化財の購入は多額の財源が必要となります。心配するのは、重要文化財の購入により町の福祉が後退することです。町の存在意義は福祉の増進にあります。重要文化財を購入することにより福祉

の増進が後退したり、影響があつては絶対にならないことです。このことを申し述べて、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第2号は、原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて令和2年第1回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時01分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員